

## 労働者派遣の実績及びマージン率等

労働者派遣法に基づき、次の項目について情報を公開いたします。

- 1、対象期間 2019年7月1日～2020年6月30日
- 2、労働者数 39人
- 3、事業者数 5社
- 4、労働者派遣の料金(1日8時間当たりの平均額) 13,857円
- 5、派遣労働者の賃金(1日8時間当たりの平均額) 9,664円

### 6、マージン率

①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均額)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均額)	マージン率 (①-②)÷①
13,857円	9,664円	30.3%

マージン率に含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険等の事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
健康診断費用	一般健診の受診費用
募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、登録会場費
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費・通信費等
営業利益	上記を差し引いた利益

マージン率とは

派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合のことです。

マージン率が低いということは

派遣料金額のうち派遣元事業主が受け取る金額の割合が小さいということであり、効率の良い事業運営が行われていることが示されます。ただ、職種等によって派遣料金や教育費用等は異なりますので、一概に小さいから良いというわけでもありません。

マージン率の平均

31.0% 厚生労働省2010年度

株式会社ビジネスインテリジェンス